

障がい者等優先駐車場

ハートフルパス制度に新たに導入

平成26年9月1日制度開始

～やさしいまちづくりのためにご協力ください～

出入口



障がい者等優先駐車場とは？

- 移動に配慮が必要な方に対する思いやり(マナー)により、空けておいていただく駐車スペースです。
- ハートフルパス利用者のうち、車いす使用の方などのように広いスペースを必要としない方が優先的に駐車できる、出入口近くの一般駐車場です。

車を運転される皆さんへのお願い

- ハートフルパス利用者の優先駐車スペースですので、必要な方が利用できるよう、ご理解とご協力をお願いします。

ハートフルパスをお持ちの皆さんへお願い

- 広いスペースを必要とする方(車いす使用者等)以外は、障がい者等優先駐車場のご利用をできる限りお願いします。

対象区画の違いは？

- ① 車いす使用者等、広いスペースを必要とする方の区画
- ② 障がい者等の専用区画
- ③ 幅3.5m以上

- ① 移動に配慮が必要な方の区画
- ② 障がい者等の優先区画
- ③ 幅3.5m未満(通常幅)



<緑色>



<青色>



熊本県

障がい者等優先駐車場 Q&A

Q1 これまでの障がい者等用駐車場(緑色案内表示)と障がい者等優先駐車場(青色案内表示)はどう違うの？

A1 緑色案内表示の駐車場は幅3.5m以上、青色案内表示の駐車場は一般の駐車場の広さです。いずれも施設の出入口近くに設置してあります。

※優先駐車場がないハートフルパス協力施設(緑色案内表示のみ)もあります。

Q2 ハートフルパスを持っている人は、どちらも駐車できるの？

A2 ハートフルパスをお持ちの方は、どちらにも駐車できます。
ただし、広いスペースを必要とする方(車いす使用者等)以外は、優先駐車場(青色案内表示)をできる限り利用してください。

Q3 一般の人は優先駐車場(青色案内表示)に駐車できないの？

A3 障がい者等の専用ではなく、優先という位置づけです。
通常は、一般の方は駐車しないでください。
ただし、他に空きスペースがない場合などは駐車されて構いません。



不明な点は、お問い合わせください

お問い合わせ先
熊本県健康福祉部
健康福祉政策課
〒862-8570
熊本市中央区水前寺6-18-1
TEL: 096-333-2202(直通)
FAX: 096-384-9870